

38 明治11年5月14日 菊池長閑

第四号五月十四日

おくの身之引付方年来心頭ニ懸り貴様にも心配為致候処有縁之時来ると見得一条基緒之心付に而中原政直弟政国廿五年三月本月迄年迄も相応ニ付次男養子配偶ニ取究候抑其為人や仙台鎮台ニ下士官八ヶ年相勤満期本年一月帰郷兵士などにハ着類等心懸る者極稀なるに彼ハ不然絹布類を用ひ身形なりも着飾且兄夫婦吞抜にて当時下台之組家住居なれハ大ニ困却兄之脛処ニ無之同居してハ我身之皮も剝れへき体たらくなれハ聊母之家ニ厄介ニ相成居見エ異見を加へ兄夫婦之不締を憂居よしなれハ必辛抱者にて守処ある方と見受たりと一条語りたれハ弥相談致度ニ付本人之見込一条ヲ以承り候処逆も士族にてハ活計之目途難立農商之内ニ歸し度とハ考たれ共何にも我身落着なけれハ其目途も立かたく町人ニ相応之処あらハ養子ニ参り度杯と云々申ニ付然らハとて我等之心懸貴様之心配する趣申聞候処不肖之身にても相談相成候ハ、幾重にも尽力可相勤と挨拶之由ニ付早々相談取究本月十日迄ニ送籍并届始末等取計相済大安心致候引取事ハ六

月ニいたし呉候様申来居候一兩度呼寄見るに当時之書生風にハ無之沈着して年長たる者エハ決して粗略之義不致様子酒ハ不呑物言少ナ容儀も宜敷実此通ならハ見付物ニ可有之曾而あれこれと承るに今時ニハ珍敷心懸之者也といはれ御祖母様御始一同之悦第一おくの幸福不過之大慶大安心無此上候縁ある時ハ期もあるものか僅に五日間ニ取究申候貴様久年長たれ共妹エ養子なれハ年之前後ニ不係次男養子ニ取据候義差支無之趣にて右届ニいたし候貴様にも先々安心いたし真之弟と心得文通ハ勿論教示致呉可申折能場合ニ一条下り居右仕合ニ至呉々も厚謝居候十一日ニ出發登京候間宜挨拶可致候猶引取安心ニ至候ハ、早速報知可致不取敢告報申入候也

武夫殿

長閑

尚以本宿家族六月一日出發之事宅命より申来り多分其都合ニ可相成候以上

(封筒裏)

「亞米利加国ポストン府

ポートウイン。ストリート

二十二番 (武夫注記)

菊池 武夫 殿

要用書

(封筒裏)

「大日本岩手県陸中国盛岡

外加賀野八十六番

菊池 長閑

報平安

(武夫注記)
「Ans'd」